

湖北水道企業団告示第 15 号

湖北水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 4 条および第 5 条の規定に基づき、湖北水道企業団人事行政の運営等の状況について、下記のとおり公表します。

令和 6 年 8 月 1 日

湖北水道企業団
企業長 谷島 洋司

記

1 職員の任免および職員数

(1) 採用・退職者数の状況

①採用者数（人）（令和 6 年 4 月 1 日採用）

区 分	人 数
一 般 職	1
技 術 職	0
合 計	1

区 分	人 数
定年前再任用短時間勤務職員	0
暫定再任用フルタイム勤務職員	0
暫定再任用短時間勤務職員	0
合 計	0

②退職者数（人）（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

区 分	定年	勸奨	普通	再任用満了	合計
事務職員	0	0	0	0	0
技術職員	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

(2) 職員数 (人)

区 分	R5. 4. 1	R6. 4. 1	対前年増減数
事務職員	15	16	1
技術職員	7	7	0
定年前再任用短時間勤務職員	0	0	0
暫定再任用フルタイム勤務職員	0	0	0
暫定再任用短時間勤務職員	0	0	0
合 計	22	23	1

(3) 採用試験

- ・令和5年度湖北水道企業団職員採用試験

受付期間 令和5年9月1日(金)から令和5年9月29日(金)まで

一次試験実施日 令和5年10月22日(日)

二次試験実施日 令和5年11月26日(日)

応募採用状況 (人)

区 分	募集人数	応募人数	受験者数	1次試験合格者数	採用人数
一般職	それぞれ若干名 (1名程度)	17	15	7	1
技術職		1	1	1	0
合計		18	16	8	1

2 職員の給与

(1) 平均給料月額・平均年齢 (令和6年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
企業職(一)	300,470円	39歳8月
企業職(二)	該当者なし	該当者なし

※定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用フルタイム勤務職員ならびに暫定再任用短時間勤務職員を除く

(2) 経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年以上 15年未満	経験年数 15年以上 20年未満	経験年数 20年以上 25年未満	経験年数 25年以上
企業職 (一)	大学卒	328,833円	359,450円	該当者なし	該当者なし
	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	407,900円

※定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用フルタイム勤務職員ならびに暫定再任用短時間勤務職員を除く

(3) 初任給（令和6年4月1日現在）

区 分		給料月額
企業職 (一)	大学卒	196,200円
	高校卒	166,600円

※定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用フルタイム勤務職員ならびに暫定再任用短時間勤務職員を除く

(4) 主な職員手当（令和6年4月1日現在）

① 期末・勤勉手当

区 分	期末手当	勤勉手当	合 計
6月期	1.225月分 (0.6875月分)	1.025月分 (0.4875月分)	2.250月分 (1.175月分)
12月期	1.225月分 (0.6875月分)	1.025月分 (0.4875月分)	2.250月分 (1.175月分)
合 計	2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)	4.500月分 (2.350月分)

※（ ）内は定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用フルタイム勤務職員ならびに暫定再任用短時間勤務職員

② その他の手当（令和6年4月1日現在）

区 分	内 容
管理職手当	管理又は監督の地位にある職のうち企業団規程で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて支給
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給
住居手当	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関または自動車等を利用して通勤している職員に支給
特殊勤務手当	危険、不快、不健康、または困難な勤務等に従事する職員に対して支給
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した職員に対して支給
退職手当	茨城県市町村総合事務組合の退職手当条例に基づき、給料および勤務年数等に応じて計算し支給

(5) 特別職の報酬等（令和6年4月1日現在）

区 分	年 額	
企業長	給料	60,000円
副企業長		55,000円
議 長	報酬	55,000円
副議長		52,000円
議 員		50,000円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間（令和6年4月1日現在）

一般的な勤務時間

勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間
8時30分	17時15分	12時から13時まで

(2) 休暇（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

企業職の年次休暇（※定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用フルタイム勤務職員ならびに暫定再任用短時間勤務職員を除く）

付与日数	1月1日を基準として20日（前年の繰越は20日の範囲内で残日数）
平均取得日数	14.875日
平均取得率	42.26%

(3) 育児休業の取得者数（人）（令和5年度新規取得者）

区 分	取得者数	育児休業期間別の内訳			
		6月以下	6月～1年	1年～2年	2年～3年
男性職員	1	1	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
合 計	1	1	0	0	0

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（人）（令和5年度）

処分事由	降任	免職	休職	降給
心身の故障	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数（人）（令和5年度）

処分事由	戒告	減給	停職	免職
一般服務違反	0	0	0	0
道路交通法違反・交通事故	0	0	0	0

5 職員の服務

職員の服務については、地方公務員法第 30 条に根本基準が定められているほか、次のような職務上の義務や制限が課されています。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限（指定職員以外の職員は除く）
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

6 職員の福祉および利益の保護

(1) 厚生福利制度

職員は、地方公務員等共済組合法に基づき設置された共済組合の組合員になっています。共済組合は、相互扶助の精神によって組合員とその被扶養者の生活の安定と福祉の向上を目指す組織です。病気やケガ等に対して必要な医療を給付し、組合員の退職、障害、死亡の際に年金を給付します。健康保持増進事業や住宅資金等の貸付なども実施しています。

(2) 利益の保護（令和 5 年度）

区 分	申立件数
勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する不服申し立て	0 件

7 職員の勤務成績の評定および研修

(1) 人事評価

人事評価については、チャレンジシート（目標管理）を活用した「業績評価」、これに「能力評価及び態度評価」を加え、勤勉手当の成績率に反映しています。

(2) 主な職員研修（人）（令和5年度）

研修名	受講者	延人数
普通救命講習（石岡市消防本部）	全職員	22人
被評価者研修	課長補佐職以下の職員	18人
J P D A継手接合研修会 （一般社団法人 日本ダクタイトイル鉄管協会）	施設課職員	9人
株式会社横浜ウォーター主催研修	担当職員	3人
一般社団法人日本経営協会主催研修	担当職員	2人
茨城県総務部市町村課主催研修	担当職員	1人
各種講習会等派遣研修(オンライン研修含む)	担当職員	16人